

住民投票について

これまでの市民会議でも話題にあがっていた「住民投票」について意見交換を行いました。まず、幹事会が整理した資料をもとに住民投票の概略を説明し、「自治基本条例に住民投票制度を盛り込むかどうか？」について話し合いました。

(盛り込むべきかどうか)

- ・共によりまちを作るためには、情報公開・情報共有と住民参加がきちんとできていればよい。ここで住民投票が市民にとって大きなものではないと市長が言うなら、市民参加はなされていないということである。二代表制をこわすものではなくて補完するものであり、よいまちを作るために、市民が参加するためのきちんとしたルールを作っておくべきだと考える。
- ・我がまちも大きな問題があった時、いざという時に、住民の意思を表現できるとよいのではないか。
- ・太宰府市において原発やダム等の事案は考えにくいので、めったにないと思われる。
- ・自治体の存亡に関わる時に、市民が行政に対して意思を示し、行政の運用をしっかりとやるものとして、住民ができる仕組みが必要であろう。
- ・常設にしておいた方が、問題毎に手間をかけて案件を処理する手間が省けるということがある。
- ・発議者として、市民が発議できることを明示するべきであろう。

(結果の取扱い)

- ・住民投票で出た結果を、市長及び議会がどう扱うかの枠組みを作るべきである。
- ・「尊重しなければならない」という努力義務だけなら何もしないのではないか。地方自治法 74 条による請求に意見をつけて市議会に付議しても、結果を公表するにすぎない。いずれも「市長をしばる」という意味合いはない。市民の意思を示す最大の方法としての住民投票を設けるべきだと思う。

(年齢要件、外国人の扱い等)

- ・年齢要件については、まずは現在の投票権を有する 20 歳以上で行い、時代の流れに合わせて次の世代が変えていけばよいのではないか。
- ・子どもの権利も議論する必要があり、市の規定で行う住民投票ぐらいは年齢を下げてもよいかもしれない。
- ・外国との交流も視野に入れて考えるべきである。

・自治基本条例に住民投票制度を盛り込み、実施に関する手続きや必要な事項は、別の機会に議論する

幹事会の報告

幹事会から以下の 6 件の報告がありました。

①前回の市民会議の振り返り

②審議会の報告

- ・9月20日(金)に審議会が開催されたこと
- ・今後、1ヶ月に1回のペースで、条例素案を審議していくというスケジュールが承認されたこと
- ・審議会が議論した成果をキチンと報告すること(時期ややり方は要検討)

③幹事会の作業と今後のスケジュール

- ・「盛り込むべき素材」を文章化する作業を進めていること
- ・嶋田先生の19項目と照合し、条例の全体構造を作成していること
- ・次回の市民会議では、文章化された案文を示すので、みなさんと議論したい。なお、そこで出される意見は、基本的に幹事会が整理したものと併記して審議会に提出する予定であること

④本日の市民会議のテーマ：自治会・コミュニティと住民投票

⑤次回の市民会議の予定：文章化された案文の議論となり、若干2時間を超えることが予想される

⑥前文案の提出について

太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 21号

条例に盛り込むべき内容を検証 ～自治会・コミュニティ、住民投票～

プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会からの報告
- 19:30 ◆ 盛り込むべき内容の検証
「自治会・コミュニティ」
「住民投票」
- 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第21回まちづくり市民会議が、平成25年9月26日(木)、プラムカルコア太宰府の多目的ホールで開催され、登録総数79人中28人の参加があり、傍聴は5人でした。

まず幹事会から、次回の市民会議において条例に盛り込むべき素材を文章化したものを議論することが説明されました。その成果を審議会に提出して議論の場を審議会に移し、条例素案の議論を進めていくスケジュールが確認されました。

今回の市民会議は、「自治会・コミュニティ」及び「住民投票」の議論を行いました。自治会等、自治組織を定義づけること、及び自治基本条例に規定する意義等を話し合いました。住民投票については、自治基本条例に条文を盛り込み、その他必要な事項は別に定めることが確認されました。

次回のお知らせ

- 日時：10月24日(木) 19:00～21:00
- 場所：いきいき情報センター 多目的ホール
- ★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
TEL：092(921)2121 FAX：092(921)1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

市民会議の流れ

役割分担と進め方

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 第1回 H24. 1. 16(月) | 第2回 H24. 2. 2(木) |
| 第3回 H24. 3. 7(水) | 第4回 H24. 4. 19(木) |
- ・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
 - ・参加者の範囲
 - ・会議の進め方
 - ・幹事会の役割と構成
 - ・設置

課題・解決方法の分析(1)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 第5回 H24. 5. 24(木) | 第6回 H24. 6. 29(金) |
| 第7回 H24. 7. 27(金) | 第8回 H24. 8. 23(金) |
| 第9回 H24. 9. 26(水) | |
- ・自治基本条例制定の経緯と動機
 - ・市における課題や不満等
 - ・課題や不満等の集約内容の点検
 - ・「情報共有・議会・市民」の分析

- | | |
|---------------------|-----|
| 第10回 H24. 10. 29(月) | 勉強会 |
|---------------------|-----|
- ・自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

課題・解決方法の分析(2)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 第11回 H24. 11. 22(木) | 第12回 H24. 12. 19(水) |
| 第13回 H25. 1. 25(金) | 第14回 H25. 2. 20(火) |
- ・「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析

盛り込むべき要素

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第15回 H25. 3. 27(水) | 第16回 H25. 4. 25(木) |
|--------------------|--------------------|
- ・前文に盛り込むべき内容の素材
 - ・市民の定義
 - ・盛り込むべき内容の整理

定義

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第17回 H25. 5. 23(木) | 第18回 H25. 6. 27(木) |
|--------------------|--------------------|
- ・市民・自治・協働・コミュニティの定義

盛り込むべき内容の検証

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第19回 H25. 7. 25(木) | 第20回 H25. 8. 29(木) |
| 第21回 H25. 9. 26(木) | |
- ・基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会
 - ・情報共有、住民・市民参加制度、NPO・事業者、協働、評価、他
 - ・自治会・コミュニティ、住民投票

自治会・コミュニティの議論

議論の中であげられた意見を要約しました。

これまでの市民会議において自治会・コミュニティについての意見が多数出ていた。それらの意見を集約し、幹事会で議論してコミュニティに関する条文案を提示し、それをもとに議論を行った。

自治活動組織をどのように位置づけるか？

A 市内には7つの小学校校区があるが、水城西小と太宰府西小は昔からのつながりが強い地域なので、二つの小学校校区で一つの校区自治協議会にしている。この「校区」という呼び方がまぎらわしく、二つで一つにしているところは、出なければいけない会合が多くてたいへんなことになっている。また、校区自治協議会と自治協議会とそれぞれで話し合いが行われた時、どちらの決定が優先するかなど、分からないことがある。
自治協議会だけでよいのではないか、もしくはそれぞれの校区で校区自治協議会があれば問題ないのではないかと。

B 自治会の上部機関として協議会というものがあるように聞こえる。「校区自治協議会で決まったことは、全て履行しなければならないし、さらにその上に自治協議会があるからよけい訳が分からなくなってしまおう」といった上部機関が二つあるような話をされているように思う。
しかし、これら二つの機関は決議機関ではなく、情報共有のための連絡会議であると私は理解している。

座長 例えば隣組といった範囲でまとまっているように、自治の適正規模はあると思う。自治会についても、人数だけではなく、住民の意見を聞いて、自治会自身が決めることだと思う。そこに行政がしぼりをかけてくるのはおかしいという主張はあるだろう。

D 行政区単位でやっていたことを校区単位に切り替えたことと自治会のこととは分けて話すべきであろう。そもそも自治会は任意団体なので、作るも作らないも自由である。「行政区に一つだけ自治会を作る」という規則があるが古くなり今の時代に合わなくなっているという考え方はあるだろう。私は「組織化の自由を認める」という言葉を盛り込んではどうかと思う。例えば「市はコミュニティの果たす役割と組織化の自由を認めるとともに～」のように、地域住民の発議で組織化を認めるという言葉で、住民から提案があればそれを認めるということを書いてはどうか。

事務局 各自治会はそれぞれ課題を抱えているが、自治会を越えた広い範囲で対応することで解決することがあるのではないかと考え、校区自治協議会が設置されています。これは、上部機関ではなく、広範囲な問題を解決する機関と考えています。例えば、子どもが少ない校区が隣の校区と一緒にすることで子ども会活動ができたり、また防犯について、自分の校区だけパトロールするのではなく、広い範囲で見守りが行われることで、より安全性が高まったりする等が考えられます。

C 住民自身が適正規模を決めるといわれたが、この校区自治協議会という構成は住民が自ら決めたのではなく、行政の目指す方向があって今の区分ができている。

幹事会 地方自治法で「行政が地域協議会を認定する」と書かれている。44自治会長が集まる自治協議会のことではなく、そのような規定があるが、自治会は地域自治組織であり、行政が定めるものなのか疑問がある。

D 自治体が自治会を作るとは書いていませんよね。たしかに全体の協議会は地方自治法で定められているけど、自治会は自由にできてきているものである。

コーディネーター “地域協議会”については、合併の時にあらたにできた仕組みだが、太宰府には当てはまらないと思われる。ここでの議論は、自治会が任意団体であり、その役割やどのような起源で立ち上げるかといったことと、自治協議会のあり方など提案がなされたと思われる。書き方は両論併記になると思われるが、現在、太宰府にある組織を自治基本条例に定義づけておく意義は了解されたように思われる。

自治組織を自治基本条例に規定すべきか？

B 自治基本条例は行政の運営・管理を定めるものであり、一方で自治会は任意団体であり加入するかどうかは個人の自由である。これら二つは次元が異なるものなので、行政の条例の中に入れるのは問題がある。定義付けはあっても良いが、自治基本条例の中に入れるのは無理があると思う。

E 自治組織には協働の役割を担わされているという側面があり、いわゆる市民公益活動と呼ぶところもあるようだが、行政が行う部分を担っている。これらの活動は自分たちが自治会費を集めて活動する範囲にとどまらないので、市から補助金を得るのは当然である。一つの自治会に一つの組織は妥当な考え方だと思うが、単位は自治会なのか、校区なのか、コミュニティなのか、あるいは小さな子育て支援の団体なのか。市と対等な関係で公益性を分担しているということは、条例において規定し、役割もあるが、何らかの規制を加えることもあり得るだろう。

B 自治会も行政から見ればいわゆる市民であり、ある組織された別のグループという見方ができるのではないかと。その運営の仕方においては、行政から支援を受けることもあるだろう。自治会の中で当然やるべきことはあるし、行政から情報をもったり、情報を使ったりして、より自治会が充実していくようになるのはよいことだと思うので、行政と一緒にやっていくこともあるだろう。自治会と行政は対等の立場と考えるが、自治基本条例に規定するのは、違うのではないかと。

F コミュニティの定義は、以前の市民会議で整理したものがあるので、そこを整合を図る必要があると思われる。第2条1項で市の責務・役割を規定しているが、2項のようにコミュニティについて定めるのか、議論はあるだろう。自治会は市の一部であって、なにゆえに自治会だけこの自治基本条例にわざわざ書く必要があるかは、たしかに疑問であり、追加資料の内容を補足して、2項とすればよいのではないかと。

E 自治会は任意団体なので、ものごとの決め方やお金の使い方等を追跡できるシステムが必要なのか疑問に思っていた。が、自治会は既成組織であり、新規住民が加わり活動がにぎわってくることも考えられる。NPO等新しい需要に応える組織も含め、この先の市民参加の視点で考える時に、何らかの位置づけや寄るべき場所(条例)を定めておいた方がよいのではないかと。

右上へ ↑